

【1986年3月14日】労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

労働省

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）

改正案	現行
<p>第七条（第一項及び第二項 略）</p> <p>労働者が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、第一項第二号の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって労働省令で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。</p> <p>第八条の二 年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額（以下この条において「年金給付基礎日額」という。）については、前条に定めるもののほか、この条に定めるところによる。</p> <p>年金たる保険給付を支給すべき場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を年金給付基礎日額とする。</p> <p>一 前条の規定により給付基礎日額として算定した額が、労働省令で定める年齢階層（以下この条において単に「年齢階層」という。）ごとに年金給付基礎日額の最低限度額として労働大臣が定</p>	<p>第七条（第一項及び第二項 略）</p> <p>労働者が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、第一項第二号の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行なうための最少限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。</p>

める額のうち当該年金たる保険給付を受けるべき労働者の当該年金を支給すべき月の属する保険年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）に属する八月一日（当該月が四月から七月までの月に該当する場合にあっては、当該保険年度の前の保険年度に属する八月一日。以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金又は遺族年金を支給すべき場合にあっては、当該支給をすべき事由に係る労働者の死亡がなかったものとして計算した場合に得られる当該労働者の基準日における年齢。次号において同じ。）の属する年齢階層に係る額に満たない場合 当該年齢階層に係る額

二 前条の規定により給付基礎日額として算定した額が、年齢階層ごとに年金給付基礎日額の最高限度額として労働大臣が定める額のうち当該年金たる保険給付を受けるべき労働者の基準日における年齢の属する年齢階層に係る額を超える場合 当該年齢階層に係る額前項第一号の労働大臣が定める額は、年齢階層ごとに、労働省令で定めるところにより、当該年齢階層に属するすべての労働者を、その受けている一月当たりの賃金の額（以下この項において「賃金月額」という。）の高低に従い、二十の階層に区分し、その区分された階層のうち最も低い賃金月額に係る階層に属する労働者の受けている賃金月額のうち最も高いものを基礎とし、労働者の年齢階層別の就業状態その他の

事情を考慮して定めるものとする。

前項の規定は、第二項第二号の労働大臣が定める額について準用する。この場合において、前項中「最も低い賃金月額に係る」とあるのは、「最も高い賃金月額に係る階層の直近下位の」と読み替えるものとする。

第八条の三 年金たる保険給付の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

第十四条 休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第四日目から支給するものとし、その額は、一日につき給付基礎日額の60/100に相当する額とする。ただし、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働する日に係る休業補償給付の額は、給付基礎日額から当該労働に対して支払われる賃金の額を控除した額の60/100に相当する額とする。

(第二項 略)

前項において準用する労働基準法第七十六条第二項及び第三項の規定により休業補償給付の額を改定すべき場合における第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「賃金の額」とあるのは、「賃金の額を次項において準用する労働基準法第七十六条第二項及び第三項の規定により休業補償給付の額を改定すべき場合に当該改定に用いるべき率と同一の率で除して得た額(その額に一円未

第八条の二 年金たる保険給付の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

第十四条 休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第四日目から支給するものとし、その額は、一日につき給付基礎日額の60/100に相当する額とする。

(第二項 略)

満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

休業補償給付を受ける労働者が同一の事由について厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による障害厚生年金又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による障害基礎年金を受けるときは、当該労働者に支給する休業補償給付の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の額（その額が第二項において準用する労働基準法第七十六条第二項及び第三項の規定により改定された場合には、その改定後の額）に別表第一第一号から第三号までに規定する場合に応じ、それぞれ同表第一号から第三号までの政令で定める率のうち傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額）とする。

第十四条の二 労働者が次の各号のいずれかに該当する場合（労働省令で定める場合に限る。）には、休業補償給付は、行わない。

- 一 監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合
- 二 少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合

第二十二條の二（第一項 略）

第十四条第一項、第三項及び第四項並びに第十四条の二の規定は、休業給付について準用する。この場合において、第十四条第一項中「業務上の」とあるのは「通勤による」と、同条第三項中「前項」とあり、及び「次項」とあるのは「第二

休業補償給付を受ける労働者が同一の事由について厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による障害厚生年金又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による障害基礎年金を受けるときは、当該労働者に支給する休業補償給付の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の額（その額が前項において準用する労働基準法第七十六条第二項及び第三項の規定により改定された場合には、その改定後の額）に別表第一第一号から第三号までに規定する場合に応じ、それぞれ同表第一号から第三号までの政令で定める率のうち傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額）とする。

第二十二條の二（第一項 略）

第十四条第一項及び第三項の規定は、休業給付について準用する。この場合において、同条第一項中「業務上の」とあるのは「通勤による」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十二條の二第三項」と、「別表第一第一号から第三号ま

十二条の二第三項」と、同条第四項中「第二項において」とあるのは「第二十二条の二第三項において」と、「別表第一第一号から第三号までに規定する場合に応じ、それぞれ同表第一号から第三号までの政令で定める率のうち傷病補償年金について定める率」とあるのは「第二十二条の六第二項において準用する別表第一第一号から第三号までに規定する場合に応じ、それぞれ同表第一号から第三号までの政令で定める率のうち傷病年金について定める率」と読み替えるものとする。

(第三項及び第四項 略)

第二十五条 政府は、次の各号の一に該当する事故について保険給付を行ったときは、労働省令で定めるところにより、業務災害に関する保険給付にあっては労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、通勤災害に関する保険給付にあっては通勤災害を業務災害とみなした場合に支給されるべき業務災害に関する保険給付に相当する同法の規定による災害補償の価額の限度で、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる。

一 事業主が故意又は重大な過失により徴収法第四条の二第一項の規定による届出であってこの保険に係る保険関係の成立に係るものをしていない期間（政府が当該事業について徴収法第十五条第三項の規定による決定をしたときは、その決定後の期間を除く。）中に生じた事故

二 事業主が徴収法第十条第二項第一号の一般保険料を納付しない期間（同法

でに規定する場合に応じ、それぞれ同表第一号から第三号までの政令で定める率のうち傷病補償年金について定める率」とあるのは「第二十二条の六第二項において準用する別表第一第一号から第三号までに規定する場合に応じ、それぞれ同表第一号から第三号までの政令で定める率のうち傷病年金について定める率」と読み替えるものとする。

(第三項及び第四項 略)

第二十五条 政府は、次の各号の一に該当する事故について保険給付を行なったときは、労働省令で定めるところにより、業務災害に関する保険給付にあっては労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、通勤災害に関する保険給付にあっては通勤災害を業務災害とみなした場合に支給されるべき業務災害に関する保険給付に相当する同法の規定による災害補償の価額の限度で、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる。

一 事業主が徴収法第十条第二項第一号の一般保険料を納付しない期間（同法

第二十六条第二項の督促状に指定する期限後の期間に限る。)中に生じた事故
三 事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故
(第二項から第四項まで略)

附 則

(第五十五条から第五十七条まで 略)
第五十八乗 政府は、当分の間、障害補償年金を受け権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額(その年金の額が第六十四条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかったものとした場合に得られる額とし、その年金の額の算定が第六十五条の二第一項において読み替えて適用する第八条の二の規定により同条第二項第一号又は第二号の労働大臣が定める額を同条第一項に規定する年金給付基礎日額として行われたものである場合には、その年金の額が、第六十四条第一項の規定により、第六十五条の二第一項において読み替えて適用する第八条の二第二項に規定する率と同一の率を用いて改定されたものであるものとした場合において当該改定がされなかったものとしたときに得られる額とする。)及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額(その額が第六十五条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかったものとした場合に得られる額)の合計額が次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に満たないとき

第二十六条第二項の督促状に指定する期限後の期間に限る。)中に生じた事故
二 事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故
(第二項から第四項まで 略)

附 則

(第五十五条から第五十七条まで 略)
第五十八条 政府は、当分の間、障害補償年金を受け権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額(その額が第六十四条第一項又は第六十五条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかったものとした場合に得られる額)の合計額が次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に満たないときは、その者の遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害等級	額
第一級	給付基礎日額の 1,340 日分
第二級	給付基礎日額の 1,190 日分
第三級	給付基礎日額の 1,050 日分
第四級	給付基礎日額の 920 日分
第五級	給付基礎日額の 790 日分
第六級	給付基礎日額の 670 日分
第七級	給付基礎日額の 560 日分

は、その者の遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害等級	額
第一級	給付基礎日額の 1,340 日分
第二級	給付基礎日額の 1,190 日分
第三級	給付基礎日額の 1,050 日分
第四級	給付基礎日額の 920 日分
第五級	給付基礎日額の 790 日分
第六級	給付基礎日額の 670 日分
第七級	給付基礎日額の 560 日分

(第二項から第五項まで 略)

第六十一条 政府は、当分の間、障害年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害年金の額(その年金の額が第六十四条第三項において準用する同条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかったものとした場合に得られる額とし、その年金の額の算定が第六十五条の二第二項において準用する同条第一項において読み替えて適用する第八条の二の規定により同条第二項第一号又は第二号の労働大臣が定める額を同条第一項に規定する年金給付基礎日額として行われたものである場合には、その年金の額が、第六十四条第三項において準用する同条第一項の規定により、第六十五条の二第二項において準用する同条第一項において読み替えて適用する第八条の二第二項に規定する率と同一の率を用いて改定されたものであるとした場合において当該改定がされなかったもの

(第二項から第五項まで 略)

第六十一条 政府は、当分の間、障害年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害年金及び当該障害年金に係る障害年金前払一時金の額(その額が第六十四条第二項において準用する同条第一項又は第六十五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかったものとした場合に得られる額)の合計額が第五十八条第一項の表の上欄に掲げる当該障害年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に満たないときは、その者の遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、その差額に相当する額の障害年金差額一時金を支給する。

としたときに得られる額とする。)及び当該障害年金に係る障害年金前払一時金の額(その額が第六十五条第二項において準用する同条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかったものとした場合に得られる額)の合計額が第五十八条第一項の表の上欄に掲げる当該障害年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に満たないときは、その者の遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、その差額に相当する額の障害年金差額一時金を支給する。

(第二項及び第三項 略)

第六十四条 障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の支給を受ける労働者又はその遺族については、政府は、当分の間、労働省令で定めるところにより、当該保険年度における平均給与額(労働省において作成する毎月勤労統計における全産業の労働者一人当たりの平均給与額をいう。以下この項において同じ。)が当該負傷し、又は疾病にかかった日の属する保険年度における平均給与額の106/100を超え、又は94/100を下るに至った場合において、その状態が継続すると認めるときは、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌保険年度の八月以降の当該障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額を改定して支給する。改定後の障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額の改定についても、これに準ずる。

第六十五条の二第一項において読み替

(第二項及び第三項 略)

第六十四条 障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の支給を受ける労働者又はその遺族については、政府は、当分の間、労働省令で定めるところにより、当該保険年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この項において同じ。)における平均給与額(労働省において作成する毎月勤労統計における全産業の労働者一人当たりの平均給与額をいう。以下この項において同じ。)が当該負傷し、又は疾病にかかった日の属する保険年度における平均給与額の106/100を超え、又は94/100を下るに至った場合において、その状態が継続すると認めるときは、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌保険年度の八月以降の当該障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額を改定して支給する。改定後の障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額の改定についても、これに準ずる。

えて適用する第八条の二の規定により同条第二項第一号又は第二号の労働大臣が定める額を障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金に係る同条第一項に規定する年金給付基礎日額としてこれらの年金の額を算定して支給すべき場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による改定をしないこととして算定した年金の額によりこれらの年金を支給する。

前二項の規定は、障害年金、遺族年金又は傷病年金の支給を受ける労働者又はその遺族について準用する。この場合において、第二項中「第六十五条の二第一項」とあるのは、「第六十五条の二第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

第六十五条（第一項 略）

前項の規定は、障害一時金、障害年金差額一時金若しくは障害年金前払一時金又は遺族一時金若しくは遺族年金前払一時金について準用する。この場合において、同項中「障害補償年金又は遺族補償年金」とあるのは「障害年金又は遺族年金」と、「前条第一項」とあるのは「前条第三項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

第六十五条の二 第六十四条第一項の規定により障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額を改定して支給すべき場合における第八条の二の規定の適用については、同条第二項中「算定した額」とあるのは、「算定した額に、第六十四条第一項の規定による障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額を改定す

前項の規定は、障害年金、遺族年金又は傷病年金の支給を受ける労働者又はその遺族について準用する。

第六十五条（第一項 略）

前項の規定は、障害一時金、障害年金差額一時金若しくは障害年金前払一時金又は遺族一時金若しくは遺族年金前払一時金について準用する。この場合において、同項中「障害補償年金又は遺族補償年金」とあるのは「障害年金又は遺族年金」と、「前条第一項」とあるのは「前条第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

べき場合に当該改定に用いるべき率と同一の率を乗じて得た額」とする。

前項の規定は、障害年金、遺族年金又は傷病年金について準用する。この場合において、同項中「第六十四条第一項」とあるのは、「第六十四条第三項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

第六十六条 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合における第十六条の六の規定の適用については、当分の間、同条第二号中「遺族補償年金額」とあるのは、「遺族補償年金額(その年金の額が第六十四条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかったものとした場合に得られる額とし、その年金の額の算定が第六十五条の二第一項において読み替えて適用する第八条の二の規定により同条第二項第一号又は第二号の労働大臣が定める額を同条第一項に規定する年金給付基礎日額として行われたものである場合には、その年金の額が、第六十四条第一項の規定により、第六十五条の二第一項において読み替えて適用する第八条の二第二項に規定する率と同一の率を用いて改定されたものであるとした場合において当該改定がされなかったものとしたときに得られる額とする。)及び遺族補償年金前払一時金の額(その額が第六十五条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかったものとした場合に得られる額)」とする。

遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合における第二十二条の

第六十六条 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合における第十六条の六の規定の適用については、当分の間、同条第二号中「遺族補償年金額」とあるのは、「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額(その額が第六十四条第一項又は第六十五条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかったものとした場合に得られる額)」とする。

遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合における第二十二条の四

<p>四第三項において準用する第十六条の六の規定の適用については、当分の間、同条第二号中「当該労働者の死亡に関し支給された遺族年金の額」とあるのは、「当該労働者の死亡に関し支給された遺族年金の額（その年金の額が第六十四条第三項において準用する同条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかったものとした場合に得られる額とし、その年金の額の算定が第六十五条の二第二項において準用する同条第一項において読み替えて適用する第八条の二の規定により同条第二項第一号又は第二号の労働大臣が定める額を同条第一項に規定する年金給付基礎日額として行われたものである場合には、その年金の額が、第六十四条第三項において準用する同条第一項の規定により、第六十五条の二第二項において準用する同条第一項において読み替えて適用する第八条の二第二項に規定する率と同一の率を用いて改定されたものであるとした場合において当該改定がされなかったものとしたときに得られる額とする。）及び遺族年金前払一時金の額（その額が第六十五条第二項において準用する同条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかったものとした場合に得られる額）」とする。</p>	<p>第三項において読み替えて準用する第十六条の六の規定の適用については、当分の間、同条第二号中「当該労働者の死亡に関し支給された遺族年金の額」とあるのは、「当該労働者の死亡に関し支給された遺族年金及び遺族年金前払一時金の額（その額が第六十四条第二項において準用する同条第一項又は第六十五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかったものとした場合に得られる額）」とする。</p>
---	---

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）

改正案	現行
-----	----

(保険関係の成立の届出等)

第四条の二 前二条の規定により保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から十日以内に、その成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他労働省令で定める事項を政府に届け出なければならない。

2 保険関係が成立している事業の事業主は、前項に規定する事項のうち労働省令で定める事項に変更があったときは、労働省令で定める期間内にその旨を政府に届け出なければならない。

第十二条 (第一項及び第二項 略)

3 労働大臣は、連続する三保険年度中の各保険年度において次の各号のいずれかに該当する事業であって当該連続する三保険年度中の最後の保険年度に属する三月三十一日(以下この項において「基準日」という。)において労災保険に係る保険関係が成立した後三年以上経過したものについての当該連続する三保険年度の間における労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付(労災保険法第十六条の六第二号の場合に支給される遺族補償一時金、特定の業務に長期間従事することにより発生する疾病であって労働省令で定めるものにかかった者(労働省令で定める事業の種類ごとに、当該事業における就労期間等を考慮して労働省令で定める者に限る。)に係る保険給付(以下この項及び第二十条第一項において「特定疾病にかかった者に係る保険給付」という。))及び労災保険法第三十条第一項の規定により保険給付を受けることができる

第十二条 (第一項及び第二項 略)

3 労働大臣は、連続する三保険年度中の各保険年度において次の各号のいずれかに該当する事業であって当該連続する三保険年度の次の保険年度に属する十二月三十一日において労災保険に係る保険関係が成立した後三年以上経過したものについての同日以前三年間における労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付(労災保険法第十六条の六第二号の場合に支給される遺族補償一時金、特定の業務に長期間従事することにより発生する疾病であって労働省令で定めるものにかかった者(労働省令で定める事業の種類ごとに、当該事業における就労期間等を考慮して労働省令で定める者に限る。))に係る保険給付(以下この項及び第二十条第一項において「特定疾病にかかった者に係る保険給付」という。))及び労災保険法第三十条第一項の規定により保険給付を受けることができることとされた者(以下「第三種特別加入者」という。)に

こととされた者（以下「第三種特別加入者」という。）に係る保険給付を除く。）の額（年金たる保険給付その他労働省令で定める保険給付については、その額は、労働省令で定めるところにより算定するものとする。第二十条第一項において同じ。）に労災保険法第二十三条第一項第二号に掲げる事業として支給が行われた給付金のうち業務災害に係るもので労働省令で定めるものの額（一時金として支給された給付金以外のものについては、その額は、労働省令で定めるところにより算定するものとする。）を加えた額と一般保険料の額（第一項第一号の事業については、前項の規定による労災保険率（その率がこの項の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率）に応ずる部分の額）から労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の通勤災害に係る災害率その他の事情を考慮して労働大臣の定める率（以下「通勤災害に係る率」という。）に応ずる部分の額を減じた額に第一種特別加入保険料の額から通勤災害に係る率に応ずる部分の額を減じた額を加えた額に業務災害に関する年金たる保険給付に要する費用、特定疾病にかかった者に係る保険給付に要する費用その他の事情を考慮して労働省令で定める率（第二十条第一項第一号において「第一種調整率」という。）を乗じて得た額との割合が百分の八十五を超え、又は 75/100 以下である場合には、当該事業についての前項の規定による労災保険率から通勤災害に係る率を減じた率を 40/100 の範囲内に

係る保険給付を除く。）の額（年金たる保険給付その他労働省令で定める保険給付については、その額は、労働省令で定めるところにより算定するものとする。第二十条第一項において同じ。）に労災保険法第二十三条第一項第二号に掲げる事業として支給が行われた給付金のうち業務災害に係るもので労働省令で定めるものの額（一時金として支給された給付金以外のものについては、その額は、労働省令で定めるところにより算定するものとする。）を加えた額と一般保険料の額（第一項第一号の事業については、労災保険率（その率がこの項の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率）に応ずる部分の額）から労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の通勤災害に係る災害率その他の事情を考慮して労働大臣の定める率（以下「通勤災害に係る率」という。）に応ずる部分の額を減じた額に第一種特別加入保険料の額から通勤災害に係る率に応ずる部分の額を減じた額を加えた額に業務災害に関する年金たる保険給付に要する費用、特定疾病にかかった者に係る保険給付に要する費用その他の事情を考慮して労働省令で定める率（第二十条第一項において「調整率」という。）を乗じて得た額との割合が 85/100 を超え、又は 75/100 以下である場合には、当該事業についての労災保険率から通勤災害に係る率を減じた率を 40/100 の範囲内において労働省令で定める率だけ引き上げ又は引き下げた率に通勤災害に係る率を加えた率を、当該事

において労働省令で定める率だけ引き上げ又は引き下げた率に通勤災害に係る率を加えた率を、当該事業についての基準日の属する保険年度の次の次の保険年度の労災保険率とすることができる。

- 一 百人以上の労働者を使用する事業
- 二 二十人以上百人未満の労働者を使用する事業であって、当該労働者の数に当該事業と同種の事業に係る前項の規定による労災保険率から通勤災害に係る率を減じた率を乗じて得た数が労働省令で定める数以上であるもの
- 三 前二号に掲げる事業のほか、労働省令で定める規模の事業
(第四項から第八項まで 略)
(第一種特別加入保険料の額)

第十三条 第一種特別加入保険料の額は、労災保険法 第二十八条第一項の規定により保険給付を受けることができるとされた者について同項第三号の給付基礎日額その他の事情を考慮して労働省令で定める額の総額にこれらの者に係る事業についての前条第二項の規定による労災保険率(その率が同条第三項の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率)と同一の率(以下「第一種特別加入保険料率」という。)を乗じて得た額とする。
(確定保険料の特例)

第二十条 労災保険に係る保険関係が成立している有期事業であって労働省令で定めるものが次の各号のいずれかに該当する場合には、第十一条第一項又は第十三条の規定にかかわらず、政府は、その事業の一般保険料又は第一種特別加入保険

業についての同日を含む保険年度の次の保険年度の労災保険率とすることができる。

- 一 百人以上の労働者を使用する事業
- 二 三十人以上百人未満の労働者を使用する事業であって、当該労働者の数に当該事業と同種の事業に係る労災保険率から通勤災害に係る率を減じた率を乗じて得た数が労働省令で定める数以上であるもの
- 三 前二号に掲げる事業のほか、労働省令で定める規模の事業
(第四項から第八項まで 略)
(第一種特別加入保険料の額)

第十三条 第一種特別加入保険料の額は、労災保険法 第二十八条第一項の規定により保険給付を受けることができるとされた者について同項第三号の給付基礎日額その他の事情を考慮して労働省令で定める額の総額にこれらの者に係る事業についての労災保険率(その率が前条第三項の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率)と同一の率(以下「第一種特別加入保険料率」という。)を乗じて得た額とする。
(確定保険料の特例)

第二十条 労災保険に係る保険関係が成立している有期事業であって労働省令で定めるものが次の各号のいずれかに該当する場合には、第十一条第一項又は第十三条の規定にかかわらず、政府は、その事業の一般保険料又は第一種特別加入保険

料に係る確定保険料の額をその額（第十二条第一項第一号の事業についての一般保険料に係るものにあつては、当該事業についての労災保険率に応ずる部分の額）から通勤災害に係る率に応ずる部分の額を減じた額に 30/100 の範囲内において労働省令で定める率を乗じて得た額だけ引き上げ又は引き下げて得た額を、その事業についての一般保険料又は第一種特別加入保険料の額とすることができる。

一 事業が終了した日から三箇月を経過した日前における労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付（労災保険法第十六条の六第二号の場合に支給される遺族補償一時金及び特定疾病にかかった者に係る保険給付を除く。）の額に第十二条第三項の労働省令で定める給付金の額を加えた額と一般保険料に係る確定保険料の額（同条第一項第一号の事業については、労災保険率に応ずる部分の額。次号において同じ。）から通勤災害に係る率に応ずる部分の額を減じた額に第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額から通勤災害に係る率に応ずる部分の額を減じた額を加えた額に第一種調整率を乗じて得た額との割合が 85/100 を超え、又は 75/100 以下であつて、その割合がその日以後において変動せず、又は労働省令で定める範囲を超えて変動しないと認められるとき。

二 前号に該当する場合を除き、事業が終了した日から九箇月を経過した日前における労災保険法の規定による業務

料に係る確定保険料の額をその額（第十二条第一項第一号の事業についての一般保険料に係るものにあつては、当該事業についての労災保険率に応ずる部分の額）から通勤災害に係る率に応ずる部分の額を減じた額に 30/100 の範囲内において労働省令で定める率を乗じて得た額だけ引き上げ又は引き下げて得た額を、その事業についての一般保険料又は第一種特別加入保険料の額とすることができる。

一 事業が終了した日から三箇月を経過した日前における労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付（労災保険法第十六条の六第二号の場合に支給される遺族補償一時金及び特定疾病にかかった者に係る保険給付を除く。）の額に第十二条第三項の労働省令で定める給付金の額を加えた額と一般保険料に係る確定保険料の額（同条第一項第一号の事業については、労災保険率に応ずる部分の額。次号において同じ。）から通勤災害に係る率に応ずる部分の額を減じた額に第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額から通勤災害に係る率に応ずる部分の額を減じた額を加えた額に調整率を乗じて得た額との割合が 85/100 を超え、又は 75/100 以下であつて、その割合がその日以後において変動せず、又は労働省令で定める範囲を超えて変動しないと認められるとき。

二 前号に該当する場合を除き、事業が終了した日から九箇月を経過した日前における労災保険法の規定による業務

災害に関する保険給付（労災保険法第十六条の六第二号の場合に支給される遺族補償一時金及び特定疾病にかかった者に係る保険給付を除く。）の額に第十二条第三項の労働省令で定める給付金の額を加えた額と一般保険料に係る確定保険料の額から通勤災害に係る率に応ずる部分の額を減じた額に第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額から通勤災害に係る率に応ずる部分の額を減じた額を加えた額に第二種調整率（業務災害に関する年金たる保険給付に要する費用、特定疾病にかかった者に係る保険給付に要する費用、有期事業に係る業務災害に関する保険給付で当該事業が終了した日から九箇月を経過した日以後におけるものに要する費用その他の事情を考慮して労働省令で定める率をいう。）を乗じて得た額との割合が 85/100 を超え、又は 75/100 以下であるとき。

（口座振替による納付等）

第二十一条の二 政府は、事業主から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による印紙保険料以外の労働保険料（以下この条において単に「労働保険料」という。）の納付（労働省令で定めるものに限る。）をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があった場合には、その納付が确实と認められ、かつ、その申出を承認することが労働保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

2 前項の承認を受けた事業主に係る労働

災害に関する保険給付（労災保険法第十六条の六第二号の場合に支給される遺族補償一時金及び特定疾病にかかった者に係る保険給付を除く。）の額に第十二条第三項の労働省令で定める給付金の額を加えた額と一般保険料に係る確定保険料の額から通勤災害に係る率に応ずる部分の額を減じた額に第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額から通勤災害に係る率に応ずる部分の額を減じた額を加えた額に調整率を乗じて得た額との割合が 85/100 を超え、又は 75/100 以下であるとき。

<p>保険料のうち、この章の規定によりその納付に際し添えることとされている申告書の提出期限とその納期限とが同時に到来するものが労働省令で定める日までに納付された場合には、その納付の日が納期限後であるときにおいても、その納付は、納期限においてされたものとみなして、第二十六条及び第二十七条の規定を適用する。</p>	
--	--